

義務教育施策等に関する提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。
- (2) 学校における安全・健康に係る危機管理の課題に対応するための養護教諭や教員の事務負担を軽減するための事務職員等の配置を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 日本語指導等を必要とする帰国・入国児童生徒が在籍する学校について、教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員の配置を充実させるため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、常勤教員の補充について十分配慮すること。
- (5) 学校図書館の充実を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、必要な財政措置を講じること。
- (6) 非常勤講師の配置について財政支援の復活及び拡充を図ること。
- (7) 拠点校指導員の配置の充実を図ること。
- (8) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員

の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置を講じること。

- (9) 特別な配慮を要する児童生徒に対する適切な指導を行うため、児童生徒支援教員等の加配の充実を図るとともに、適応指導教室への支援措置を講じること。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を充実させること。

- (10) ICT教育の推進に向け、ICT支援員の配置に対する財政措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童生徒に対する教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特別支援学級における児童生徒の定数の引下げを行うこと。

- (3) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。

- (4) 幼稚園において発達障害の症状の早期発見や発達障害の状況に応じた適切な支援を行うため、補助員等の配置等に係る財政措置を講じること。

また、幼稚園に特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育体制を整備すること。

- (5) 高等学校における特別支援教育の推進を図るため、発達障害等の生徒を特別支援学校の高等部等の入学対象とするとともに、高等学校における特別支援学級の整備を図ること。

また、特別支援教育の専門家の配置や障害に対する教職員の理解促進に向けた研修制度の構築など、支援体制の充実強化を図ること。

4. 小中学校において、地域社会を支える「ひと」を育てる教育を推進するため、明確な方針を示すこと。

5. 総合教育会議について、今後とも地方の意見を十分に踏まえ、適切に対応すること。

6. 学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の支援策を講じること。
7. 学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理し、教職員等の負担軽減を図ること。
8. 小中一貫教育を行う義務教育学校制度を推進するため、必要かつ十分な教職員を配置するため、必要な措置を講じるとともに、地域の実情を踏まえて実施する設備整備について、財政措置の拡充を図ること。
また、「義務教育教諭」の養成と免許制度について、引き続き検討すること。
9. 学校の統廃合に伴うスクールバスの運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。
10. 保護者の教育費負担軽減のため、学校給食費の公費負担の在り方について検討すること。
11. 準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点から、財政措置等を講じること。
12. 放課後子ども教室に係る補助制度については、地域の実情に応じた運営が行えるよう、指導員等の人材確保対策等十分な財政措置を講じること。
13. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
また、現在、国において検討中の幼児教育無償化を実施するに当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。
14. 幼稚園を指定管理者制度の対象とすること。
15. 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、適切な財政措置

を講じること。

16. 児童生徒の学力向上に向けた都市自治体のICT教育の取組みに対し、財政支援措置を拡充すること。

17. 高等学校等就学支援金制度について、支給申請に係る手続きの簡素化を図ること。

18. 独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、無利子貸与枠の対象拡大を図ること。

また、独自の奨学金制度を設ける自治体に対する支援を講じること。

19. 地域の人材育成や産業振興等大きな役割を担っている地方大学等の高等教育機関について、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を創設するなど、当該機関がその役割を十分に果せるよう、多様な支援策を講じること。

20. 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図るとともに、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、多様な支援策を講じること。

また、大学・専門学校等の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

21. 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について、対象範囲の拡大や給付金の増額など制度の拡充を図ること。

22. 文化財の保存等について

(1) 文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組みを推進するとともに、地域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。

(2) 登録有形文化財の保存・継承を図るため、当該文化財の個人所有者に対して、維持管理等に係る財政支援を講じること。

(3) 史跡等の保存整備を円滑に進めるため、史跡内の国及び県有地の市有化に対する支援措置を講じること。

23. 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。

また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。

24. 東日本大震災関係について

震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。